|  |
| --- |
| 令和３年度　指定障害児通所支援事業者指導調書（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援） |
| 事業所名 | 　 | 運営法人名 | 　 |
| 事業所所在地 | 　 | 法人代表者 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ | 　 | 管理者 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ | 　 | 事業所指定番号 |  |
| 事業種別及び指定年月日 | □　児童発達支援（□児童発達支援センター　□児童発達支援センター以外）　　　　　年　　　　月　　　　　日□　医療型児童発達支援　　　　　　　　　年　　　　月　　　　　日□　放課後等デイサービス　　　　　　　　年　　　　月　　　　　日□　居宅訪問型児童発達支援　　　　　　　年　　　　月　　　　　日□　保育所等訪問支援　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　　日　（多機能型実施　□　あり　□　なし） |
| ※記入及び提出に関する注意事項 |
| １　本調書には、実地指導対象事業の状況について、特に指定をされている場合を除き、実地指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 |
| 　　また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 |
| ２．本調書と別添「指定障害児通所支援事業所状況調査資料」を、実地指導実施日の１４日前までに２部提出してください。 |
|  |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日　　　　　　　　　　　 |

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の指導調書における表記等について

Ａ．根拠法令

１．「法」とは、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」をいう。

２．「施行規則」とは「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）」をいう。

３．「基準省令」とは「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」をいう。

　　「基準条例」とは「島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年島根県条例第81号)」をいう。なお、条文を準用する場合は、準用元の条文の記載を省略しているので注意すること。

４－１．「告示」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）」をいう。

４－２．「関連告示」とは「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年3月14日厚生労働省告示第128号）」をいう。

Ｂ．読み替えについて

１．「指定児童発達支援」は、特に断りがない限りは「指定医療型児童発達支援」、「指定放課後等デイサービス」、「指定居宅訪問型児童発達支援」、「指定保育所等訪問支援」と、監査対象の事業に応じてそれぞれ読み替えるものとする。

２．「指定児童発達支援事業者」は、特に断りがない限りは「指定医療型児童発達支援事業者」、「指定放課後等デイサービス事業者」、「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」、「指定保育所等訪問支援事業者」と、監査対象の事業に応じてそれぞれ読み替えるものとする。

３．「指定児童発達支援事業所」は、特に断りがない限りは「指定医療型児童発達支援事業所」、「指定放課後等デイサービス事業所」、「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」、「指定保育所等訪問支援事業所」と、監査対象の事業に応じてそれぞれ読み替えるものとする。

４．「児童発達支援計画」は、特に断りがない限りは「医療型児童発達支援計画」、「放課後等デイサービス計画」、「居宅訪問型児童発達支援計画」、「保育所等訪問支援計画」と、監査対象の事業に応じてそれぞれ読み替えるものとする。

５．「指定居宅訪問型児童発達支援」は、特に断りがない限りは「指定保育所等訪問支援」と、監査対象の事業に応じて読み替えるものとする。

６．「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」は、特に断りがない限りは「指定保育所等訪問支援事業者」と、監査対象の事業に応じて読み替えるものとする。

７．「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」は、特に断りがない限りは「指定保育所等訪問支援事業所」と、監査対象の事業に応じて読み替えるものとする。

| 第１　基本方針 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して指定児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援を提供しているか。２　指定児童発達支援事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。３　指定児童発達支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。４　指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。 | １．　適　・　否２　　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 | 基準省令第3条第1項基準条例第4条第1項基準省令第3条第2項基準条例第4条第2項基準省令第3条第4項基準条例第4条第4項基準省令第4条、55条65条、71条の7、72条基準条例第5条、56条66条、72条の7、73条 |

| 第２　人員に関する基準 |
| --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　従業者の員数 | 【児童発達支援】Ⅰ　児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）Ａ　主として重症心身障害児を通わせる以外の場合１　指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。1. 児童指導員又は保育士（※又は障害福祉サービス経験者）※令和5年3月31日まで経過措置あり

児童指導員又は保育士（※又は障害福祉サービス経験者）の総数は、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士（※又は障害福祉サービス経験者）の合計数が、次のとおりとなっているか。イ　障害児の数が10までは、2以上ロ　障害児の数が10を超えるときは、2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上1. 児童発達支援管理責任者 　1以上

２1. 日常生活を営むに必要な機能訓練を行う場合、機能訓練担当職員を置いているか。
2. 医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアをを行う場合には看護職員　　　　をそれぞれ置いているか。

ただし、以下の場合は看護職員を置かないことができる。(1)医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケアを行う場合(2)喀痰吸引等の登録事業所において、喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士をおいた場合、(3)特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合（①、②により機能訓練担当職員又は看護職員を置いた場合、機能訓練職員等が事業所単位ごとに専ら指定児童発達支援の提供にあたる場合には、当該機能訓練担当職員等を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。）３　１の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっているか。４　１①の児童指導員又は保育士（※又は障害福祉サービス経験者）のうち、1人以上は常勤となっているか。※常勤の従事者の員数の特例　　利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従事者の員数は、各指定障害児通所支援事業所ごとに置くべき常勤の従事者の員数にかかわらず、1人以上とすること。５　３（機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含める）の場合における１①の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。６　１②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。 | １．　適　・　否２　　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否４．　適　・　否５．　適　・　否６．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第5条第1項基準条例第6条第1項基準省令第5条第2項基準条例第6条第2項基準省令第5条第3項基準条例第6条第3項基準省令第5条第5項基準条例第6条第5項基準省令第5条第6項基準条例第6条第6項基準省令第80条第2項基準条例第81条第2項基準省令第5条第7項基準条例第6条第7項基準省令第5条第8項基準条例第6条第8項 |
| Ｂ　主として重症心身障害児を通わせる場合１　主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。①　嘱託医　　　　　　　　　　1以上②　看護職員　　　　　　　　　1以上③　児童指導員又は保育士　　　1以上④　機能訓練担当職員　　　　　1以上（ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については置かないことができる）⑤　児童発達支援管理責任者　　1以上 | １．　適　・　否 | 基準省令第5条第4項基準条例第6条第4項 |
| Ⅱ　児童発達支援センターＡ　主として重症心身障害児を通わせる以外の場合１　指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。①　嘱託医　　　　　　　　　　1以上②　児童指導員又は保育士イ　総数　指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上ロ　児童指導員　　　　　 1以上　　ハ　保育士　　　　　　　 1以上③　栄養士（※１）　　　　　　1以上④　調理員（※１）　　　　　　1以上※１　40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所においては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所においては調理員を置かないことができる⑤ 児童発達支援管理責任者　　1以上２　日常生活を営むに必要な機能訓練を行う場合、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置いているか。ただし、以下の場合は看護職員を置かないことができる。（この場合、機能訓練担当職員を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる）1. 医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケアを行わせる場合

② 喀痰吸引等の登録事業所において、喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士をおいた場合③ 特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合３　２について、機能訓練担当職員等の数を含めた場合、児童指導員及び保育士の総数の半数以上が、児童指導員又は保育士となっているか。４　１②の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっているか。５　嘱託医以外の従業者は専ら指定児童発達支援の職務に従事する者であるか。　　（ただし、栄養士と、調理員について障害児の支援に支障がない場合は、併せて、設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。） | １．　適　・　否２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否５．　適　・　否 | 基準省令第6条第1項基準条例第7条第1項基準省令第6条第2項基準条例第7条第2項基準省令第6条第6項基準条例第7条第6項基準省令第6条第7項基準条例第7条第7項基準省令第6条第8項基準条例第7条第8項 |
| Ｂ　主として重症心身障害児を通わせる場合１　指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。①　基準省令第6条第1項各号に掲げる従業者の他、次のイ、ロに掲げる従業者を置いているかイ　看護職員　　　　　　1以上ロ　機能訓練担当職員　　1以上（この場合は、看護職員、機能訓練担当職員を児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる）２　１について、機能訓練担当職員等の数を含めた場合、児童指導員及び保育士の総数の半数以上が、児童指導員又は保育士となっているか。３　嘱託医以外の従業者は専ら指定児童発達支援の職務に従事する者であるか。（ただし、栄養士と、調理員について障害児の支援に支障がない場合は、併せて、設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。） | １．　適　・　否２．　適　・　否　・　該当しない | 基準省令第6条第5項基準条例第7条第5項基準省令第6条第6項基準条例第7条第6項 |
| 【医療型児童発達支援】１　指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。①　医療法に規定する診療所として必要とされる従業者　同法に規定する診療所として必要とされる数②　児童指導員　　　　　　　　　1以上③　保育士　　　　　　　　　　　1以上④　看護職員　　　　　　　　　　1以上　⑤　理学療法士又は作業療法士　　1以上⑥　児童発達支援管理責任者　　　1以上２　日常生活を営むに必要な機能訓練を行う場合、機能訓練担当職員を置いているか３　従業者は専ら指定児童発達支援の職務に従事する者であるか。　　ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否 | 基準省令第56条第1項基準条例第57条第1項基準省令第56条第2項基準条例第57条第2項基準省令第56条第3項基準条例第57条第3項 |
| 【放課後等デイサービス事業所】Ⅰ　主として重症心身障害児を通わせる以外の場合１　指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。1. 児童指導員又は保育士（※又は障害福祉サービス経験者）※令和5年3月31日まで経過措置あり

児童指導員又は保育士（※又は障害福祉サービス経験者）の総数は、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士（※又は障害福祉サービス経験者）の合計数が、次のとおり以上となっているか。イ　障害児の数が10までは、2以上ロ　障害児の数が10を超えるときは、2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上1. 児童発達支援管理責任者　　1以上

　　２　①　日常生活を営むに必要な機能訓練を行う場合、機能訓練担当職員を置いているか。②医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアをを行う場合には看護職員等　　　　をそれぞれ置いているか。ただし、以下の場合は看護職員を置かないことができる。(1)医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、医療的ケアを行う場合(2)喀痰吸引等の登録事業所において、喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士をおいた場合、(3)特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合* + - 1. 、②により機能訓練担当職員又は看護職員を置いた場合、機能訓練職員等が事業所単位ごとに専ら指定放課後等デイサービスの提供にあたる場合には、当該機能訓練担当職員等を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。）

３　１の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっているか。４　１①の児童指導員又は保育士（※又は障害福祉サービス経験者）のうち、1人以上は、常勤となっているか。※常勤の従事者の員数の特例　利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従事者の員数は、各指定障害児通所支援事業所ごとに置くべき常勤の従事者の員数にかかわらず、1人以上とすること。５　２（機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含める）の場合における１①の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。６　１②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否 | 基準省令第66条第1項基準条例第67条第1項基準省令第66条第2項基準条例第67条第2項基準省令第66条第5項基準条例第67条第5項基準省令第66条第6項基準条例第67条第6項基準省令第80条第2項基準条例第81条第2項基準省令第66条第7項基準条例第67条第7項基準省令第66条第8項基準条例第67条第8項 |
| Ⅱ　主として重症心身障害児を通わせる場合１　指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。　　①　嘱託医　　　　　　　　　1以上　　②　看護職員　　　　　　　　1以上1. 児童指導員又は保育士　　1以上

④　機能訓練担当職員　　　　1以上　　　　（ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については置かないことができる）⑤　児童発達支援管理責任者　1以上 | １．　適　・　否 | 基準省令第66条第4項基準条例第67条第4項 |
| 【居宅訪問型児童発達支援】１　指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。①　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数　②　児童発達支援管理責任者　1以上２　１①の訪問支援員は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事したものであるか。３　１②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事しているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否 | 基準省令第71条の8第1項基準条例第72条の8第1項基準省令第71条の8第2項基準条例第72条の8第2項基準省令第71条の8第3項基準条例第72条の8第3項 |
| 【保育所等訪問支援】１　指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。①　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数②　児童発達支援管理責任者　　1以上２　１②の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事しているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | 基準省令第73条第1項基準条例第74条第1項基準省令第73条第2項基準条例第74条第2項 |
| ２　管理者 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職種に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる） | １．　適　・　否 | 基準省令第7条基準条例第8条基準省令第57条基準条例第58条基準省令第67条基準条例第68条 |
| 【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】１　指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職種に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えないが、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼務することはできない） | １．　適　・　否 | 基準省令第71条の9基準条例第72条の9基準省令第74条基準条例第75条 |

| 第３　設備に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　設備及び備品等 | 【児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）】１　指定児童発達支援事業所は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。２　１に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。３　１に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。） | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否 | 基準省令第9条第1項基準条例第10条第1項基準省令第9条第2項基準条例第10条第2項基準省令第9条第3項基準条例第10条第3項 |
| 【児童発達支援センター】１　指導訓練室、遊戯室、屋外遊技場（事業所付近にある屋外遊技場に代わるべき場所含む）、医務室、相談室、調理室、便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊技場、医務室、相談室は障害児の支援に支障がない場合は設けなくてもよい。）２　指導訓練室イ　定員　　概ね10人以下であるかロ　障害児1人当たりの床面積　　2.47㎡以上であるか３　遊戯室障害児1人当たりの床面積　　1.65㎡以上であるか。（ただし、（２）（３）において、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所についてはこの限りではない。）４　主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所においては静養室を設けてあるか。５　１に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。） | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．　適　・　否 | 基準省令第10条第1項基準条例第11条第1項基準省令第10条第2項基準条例第11条第2項基準省令第10条第3項基準条例第11条第3項基準省令第10条第4項基準条例第11条第4項 |
| 【医療型児童発達支援】１　医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有しているか２　指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有しているか。３　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有しているか。４　階段の傾斜は緩やかであるか。５　１に規定する設備及び備品等は、専ら当該医療型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。） | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．　適　・　否 | 基準省令第58条第1項基準条例第59条第1項基準省令第58条第2項基準条例第59条第2項基準省令第58条第3項基準条例第59条第3項 |
| 【放課後等デイサービス】１　指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室を有するほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。２　１に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。３　１に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービス事業所の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。） | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否 | 基準省令第68条第1項基準条例第69条第1項基準省令第68条第2項基準条例第69条第2項基準省令第68条第3項基準条例第69条第3項 |
| 【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】１　指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。２　１に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。） | １．　適　・　否２．　適　・　否 | 基準省令第71条の10第1項基準条例第72条の10第1項基準省令第71条の10第2項基準条例第72条の10第2項 |
|  | 【多機能型事業所】１　設備に関する特例多機能型事業所については、当該各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかし、多機能型事業所全体の利用定員を比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではない。 | １．　適　・　否 | 基準省令第81条基準条例第82条 |

| 第４　運営に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　利用定員 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上としているか。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を5人以上としているか。※利用定員に関する特例①指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所の利用定員の合計数は、全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあっては、5人以上。）とすることができる。②指定通所支援事業のみを行う多機能型事業所を除く多機能型事業所の利用定員が20人以上である場合は、当該多機能型事業所において実施する指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上とすることができる。③主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、その利用定員を5人以上とすることができる。④主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護を併せて行う場合は、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第11条、59条69条基準条例第12条、60条70条基準省令第82条基準条例第83条 |
| ２　内容及び手続の説明及び同意【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該通所給付決定保護者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の通所給付決定保護者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。※　重要事項説明書に盛り込むべき内容①　運営規程の概要事業目的、運営方針、従業者職種・員数及び職務内容、営業日及び営業時間、(利用定員)、内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業実施地域、緊急時の対応、(非常災害対策)、虐待防止の措置　等　[（　）は、居・保を除く。]②　その他の重要事項 　　勤務体制、事故発生時対応、苦情処理体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等２　指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付する書面に盛り込むべき内容(社会福祉法第77条) 　　経営者の名称、事務所の所在地、提供するサービスの内容、利用者が支払うべき額に係る事項、サービス提供開始年月日、苦情受付窓口 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第12条基準条例第13条 |
| ３　契約支給量の報告等【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。２　契約支給量の総量は、通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。３　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。４　指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、１から３に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否　 | 基準省令第13条基準条例第14条 |
| ４　提供拒否の禁止【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第14条基準条例第15条 |
| ５　連絡調整に対する協力【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第15条基準条例第16条 |
| ６　サービス提供困難時の対応【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、通所給付決定保護者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第16条基準条例第17条 |
| ７　受給資格の確認【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | １．　適　・　否 | 基準省令第17条基準条例第18条 |
| ８　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第18条基準条例第19条 |
| ９　心身の状況等の把握【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第19条基準条例第20条 |
| 10　指定障害児通所支援事業者等との連携等【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するに当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第20条第1項基準条例第21条第1項 |
| 11　サービス提供の記録【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。２　指定児童発達支援事業者は、１の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第21条第1項基準条例第22条第1項 |
| 12　指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。２　１の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、次項の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第22条基準条例第23条 |
| 13　通所利用者負担額等の受領 | 【児童発達支援】１　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。３　指定児童発達支援事業者は、１及び２の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げるもの以外の支払を当該通所給付決定保護者から受けていないか。①　食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）②　日用品費③　①②のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護　　者に負担させることが適当と認められるもの４　指定児童発達支援事業者は、３①の費用について、食材費及び調理等に係る費用に相当する額を基本としているか。５　指定児童発達支援事業者は、１から３までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。６　指定児童発達支援事業者は、３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否　５．　適　・　否　６．　適　・　否　 | 基準省令第23条基準条例第24 条 |
| 【放課後等デイサービス】１　指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。２　指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービス事業に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。３　指定放課後等デイサービス事業者は、１及び２の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。４　指定放課後等デイサービス事業者は、１から３までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。５　指定放課後等デイサービス事業者は、３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否　５．　適　・　否　 | 基準省令第70条基準条例第71条 |
| 【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】１　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。２　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。３　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、１，２の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。４　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、１から３の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。５　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、３の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否　５．　適　・　否　 | 基準省令第71条の12基準条例第72条の12 |
| 14　通所利用負担額に係る管理【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定障害児通所支援に係る通所利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第24条基準条例第25条 |
| 15　障害児通所給付費の額に係る通知等【　　共通　　】 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】　【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】１　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。２　指定児童発達支援事業者は、13（２）の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第25条基準条例第26条 |
| 【医療型児童発達支援】１　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。２　指定医療型児童発達支援事業者は、45（２）の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第61条基準条例第62条 |
| 16　指定児童発達支援の取扱方針 | 【共通】１　指定児童発達支援事業者は、17（１）の児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。２　指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。３　指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】４　指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。①　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況②　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況③　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況④　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況⑤　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況⑥　緊急時等における対応方法及び非常災害対策⑦　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況５　指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、４の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否　５．　適　・　否　 | 基準省令第26条基準条例第27条 |
| 17　児童発達支援計画の作成等【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。２　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等のアセスメントを行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。３　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。５　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。６　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。７　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。８　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況のモニタリングを行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6カ月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。９　児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、次の①②に定めるところにより行っているか。①　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。10　２～７の事項は、８にある児童発達支援計画の変更についても準用されているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否　５．　適　・　否　６．　適　・　否　７．　適　・　否　８．　適　・　否　９．　適　・　否　10．　適　・　否　 | 基準省令第27条基準条例第28条 |
| 18　児童発達支援管理責任者の責務【　　共通　　】 | １　児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　19にある相談及び援助を行うこと②　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと | １．　適　・　否　 | 基準省令第28条基準条例第29条 |
| 19　相談及び援助【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第29条基準条例第30条 |
| 20　指導、訓練等【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。２　指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。３　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。４　指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。５　指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否　５．　適　・　否　 | 基準省令第30条基準条例第31条 |
| 21　食事 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】１　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。（４）において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、献立は、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。２　食事は、１によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。３　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。４　指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第31条基準条例第32条 |
| 22　社会生活上の便宜の供与等【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。２　指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第32条基準条例第33条 |
| 23　健康管理 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】１　指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。２　１の指定児童発達支援事業者は、１の内容にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

３　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　 | 基準省令第33条基準条例第34条 |
| 24　緊急時等の対応【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第34条基準条例第35条 |
| 25　通所給付決定保護者に関する市町村への通知【　　共通　　】 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】　【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】１　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第35条基準条例第36条 |
| 【医療型児童発達支援】１　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第62条基準条例第63条 |
| 26　管理者の責務【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。２　指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第36条基準条例第37条 |
| 27　運営規程【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】　①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間 ④　利用定員⑤　指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額⑥　通常の事業の実施地域 ⑦　サービス利用に当たっての留意事項⑧　緊急時等における対応方法⑨　非常災害対策⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑪　虐待の防止のための措置に関する事項⑫　その他運営に関する重要事項【医療型児童発達支援】　①　事業の目的及び運営の方針　②　事業者の職種、員数及び職務の内容　③　営業日及び営業時間　④　利用定員　⑤　指定医療型児童発達支援の内容及び通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額　⑥　通常の事業の実施地域　⑦　サービスの利用に当たっての留意事項　⑧　緊急時等における対応方法　⑨　非常災害対策　⑩　虐待の防止のための措置に関する事項　⑪　その他運営に関する重要事項【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】　①　事業の目的及び運営の方針　②　従業者の職種、員数及び職務の内容　③　営業日及び営業時間　④　指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額　⑤　通常の事業の実施地域　⑥　サービスの利用に当たっての留意事項　⑦　緊急時等における対応方法　⑧　虐待の防止のための措置に関する事項　⑨　その他運営に関する重要事項 | １．　適　・　否　 | 基準省令第37条基準条例第38条基準省令第63条基準条例第64条基準省令第71条の13基準条例第73条の13 |
| 28　勤務体制の確保等【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）３　指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。４　事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否【措置の内容】 | 基準省令第38条基準条例第39条 |
| 29　業務継続計画の策定等［関係資料］・業務継続計画の作成又は変更の状況が分かる資料・研修及び訓練の実施記録 | １　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか。１－２　当該計画に従い必要な措置を講じているか。２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※令和６年３月31日までは努力義務 | １．　適　・　否　・　該当なし１－２．適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし［研修及び訓練名］３．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第38条の２基準条例第39条の２ |
| 30　定員の遵守 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。） | １．　適　・　否　 | 基準省令第39条基準条例第40条 |
| 31　非常災害対策 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。２　指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。３　訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否　３．　適　・　否　 | 基準省令第40条基準条例第41条 |
| 32　衛生管理等【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行われているか。２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。(1)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。(3)　当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第41条基準条例第42条 |
| 33　協力医療機関 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】　【居宅訪問型児童発達支援】１　指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第42条基準条例第43条 |
| 34　掲示【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、32の協力医療機関その他の通所給付決定保護者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（重要事項を記載した書面を備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。） | １．　適　・　否　 | 基準省令第43条基準条例第44条 |
| 35　身体拘束等の禁止【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（２において「身体拘束等」という。）を行っていないか。２　指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。３ 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるよう努めているか。（令和４年３月31日までは努力義務）（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　 | 基準省令第44条基準条例第45条 |
| 36　虐待等の禁止【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。（参考）児童虐待の防止等に関する法律該当箇所・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること・児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二つ又は次に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと２　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(1)　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。(3)　(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。※令和４年３月３１日までは努力義務 | １．　適　・　否　２　　適　・　否 | 　基準省令第45条基準条例第46条 |
| 37　懲戒に係る権限の濫用禁止 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】１　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し親権を行う場合であって懲戒するとき又は懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第46条基準条例第47条 |
| 38　秘密保持等【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。２　指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。３　指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　 | 基準省令第47条基準条例第48条 |
| 39　情報の提供等【　　共通　　】 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。【医療型児童発達支援】　【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。【共通】３　指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　 | 基準省令第48条基準条例第49条基準省令第63条の2基準条例第64条の2基準省令第48条基準条例第63条の2基準条例第49条基準条例第64条の2 |
| 40　利益供与等の禁止【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（２において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。２　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第49条基準条例第50条 |
| 41　苦情解決【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。２　指定児童発達支援事業者は、１の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。３　指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、都道府県知事又は市町村長（以下「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。４　指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、３の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。５　指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第50条基準条例第51条 |
| 42　地域との連携等【　　共通　　】 | 【共通】１　指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】２　指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭又は当該障害児が集団生活を営む施設からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第51条基準条例第52条 |
| 43　事故発生時の対応【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※　あらかじめ対応方法を定めておくことや、ＡＥＤの設置や救命講習等を受講することが望ましい。２　指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。３　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし | 基準省令第52条基準条例第53条 |
| 44　会計の区分 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】　【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】１　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第53条基準条例第54条 |
| 45　記録の整備【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。２　指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。①　指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録②　児童発達支援計画③　市町村への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　 | 基準省令第54条基準条例第55条 |
| 46　通所利用者負担額の受領 | 【医療型児童発達支援】１　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。２　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。①　当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額　②　当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額３　指定医療型児童発達支援事業者は、１、２の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げるもの以外の支払を当該通所給付決定保護者から受けていないか。①　食事の提供に要する費用　②　日用品費　③　①②のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの４　３①については、食材費及び調理等に係る費用に相当する額を基本としているか。５　指定医療型児童発達支援事業者は、１から３までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。６　指定医療型児童発達支援事業者は、３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　２．　適　・　否　３．　適　・　否　４．　適　・　否　５．　適　・　否　６．　適　・　否　 | 基準省令第60条基準条例第61条 |
| 47　身分を証する書類の携行 | 【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】１　指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | １．　適　・　否　 | 基準省令第71条の11基準条例第72条の11 |

| 第５　変更・廃止・休止・再開の届出等 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| 【　　共通　　】 | １　変更指定児童発達支援事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があったとき、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。２　休止・廃止指定児童発達支援事業者は、当該指定に係るサービス事業を廃止又は休止しようとするとき、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。３　再開指定児童発達支援事業者は、当該指定に係るサービス事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし | 法第21条の5の19第1項施行規則第18条の35第1項法第21条の5の19第2項施行規則第18条の35第4項法第21条の5の19第1項施行規則第18条の35第3項 |

| 第６　通所給付費の算定及び取扱い |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　基本事項【　　共通　　】 | １　児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「介護給付費等単位数表」により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。２　１の規定により、児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | 法第21条の5の3告示第1項関連告示告示第2項 |
| ２　児童発達支援給付費 | 【児童発達支援】１　事業所の様態、利用者の障害種別等に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ア　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（イまたはウに該当する場合を除く。） 　⑴医療的ケア区分３　　⑵医療的ケア区分２　　⑶医療的ケア区分１　　⑷⑴から⑶までに該当しない障害児イ　児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合⑴医療的ケア区分３　　⑵医療的ケア区分２　　⑶医療的ケア区分１　　⑷⑴から⑶までに該当しない障害児ウ　児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合エ　児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（オに該当する場合を除く。）1. 主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う場合
2. 医療的ケア区分３
3. 医療的ケア区分２
4. 医療的ケア区分１
5. ⑴から⑶までに該当しない障害児
6. ①以外の場合
	1. 医療的ケア区分３
	2. 医療的ケア区分２
	3. 医療的ケア区分１
	4. ⑴から⑶までに該当しない障害児

オ　児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合カ　共生型児童発達支援給付費キ　基準該当児童発達支援給付費 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第１の１ |
| ３　医療型児童発達支援給付費 | 【医療型児童発達支援】１．実施機関及び障がい種別に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。　ア　指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　イ　指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合　ウ　指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定利用型児童発達支援を行う場合　エ　指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 | １．　適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第２の１ |
| ４　放課後等デイサービス給付費 | 【放課後等デイサービス】１　利用者の状態像を勘案した指標を設定したうえで、状態像の区分及び人員配置、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。　ア　障害児（重症心身障害児を除く）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ウ、エ及びオに該当する場合を除く）①　区分１（指定放課後等デイサービスの提供時間が３時間以上）1. 医療的ケア区分３
2. 医療的ケア区分２
3. 医療的ケア区分１
4. ⑴から⑶までに該当しない障害児

②　区分２（指定放課後等デイサービスの提供時間が３時間未満）　⑴　医療的ケア区分３　⑵　医療的ケア区分２　⑶　医療的ケア区分１　⑷　⑴から⑶までに該当しない障害児　イ　障害児（重症心身障害児を除く）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ウ、エ及びオに該当する場合を除く）　⑴　医療的ケア区分３　⑵　医療的ケア区分２　⑶　医療的ケア区分１　⑷　⑴から⑶までに該当しない障害児　ウ　重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合　エ　共生型放課後等デイサービス給付費　オ　基準該当放課後等デイサービス給付費 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第３の１ |
| ５　居宅訪問型児童発達支援給付費 | 【居宅訪問型児童発達支援】１　指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第４の１ |
| ６　保育所等訪問支援給付費 | 【保育所等訪問支援】１　指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第５の１ |
| ７　児童指導員等加配加算 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（理学療法士等）、児童指導員、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を1名以上配置しているものとして、都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の1注8告示別表第3の1注7 |
| ８　専門的支援加算 | 【児童発達支援】１　児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（７の加算を算定している場合は、７の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等（保育士にあっては、保育士として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）を１名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。【放課後等デイサービス】１　放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（７の加算を算定している場合は、７の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等（保育士を除く。）を１名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし１．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の1注9告示別表第3の1注8 |
| ９　看護職員加配加算 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　看護職員加配加算(Ⅰ)以下のア及びイを満たす場合に算定しているか。ア　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所において、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算しているか。イ　医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表しているか。また、公表方法についてはインターネットの利用等広く公表するものであるか。２　看護職員加配加算(Ⅱ)以下のア及びイを満たす場合に算定しているか。ア　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所において、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を２名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算しているか。イ　医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表しているか。また、公表方法についてはインターネットの利用等広く公表するものであるか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の1注10告示別表第3の1注9 |
| 10　共生型サービス体制強化加算 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型指定児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の1注11告示別表第3の1注10 |
| 11　家庭連携加　　　算 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】　【保育所等訪問支援】１　平成24年厚生労働省告示第15号「基準省令」により置くべき従業者が児童発達支援計画に基づき、あらかじめ給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に1月につき４回を限度として、指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の2第2の2第3の2第5の1の3 |
| 12　事業所内相談支援加算 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　事業所内相談支援加算(Ⅰ)児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対~~する~~して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。（ただし、同一日に11の家庭連携加算又は２の事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合は算定できない。）２　事業所内相談支援加算(Ⅱ)児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。（ただし、同一日に11の家庭連携加算を算定している場合は算定できない。） | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の2の2第2の2の2第3の2の2 |
| 13　食事提供加算 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】１　食事提供加算（Ⅰ）児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第第2号又は第3号ロに掲げる中間所得者の通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児に対し指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。２　食事提供加算（Ⅱ）児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第4号に掲げる低所得者等の通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児に対し指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数加算しているか | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の3のイ第2の3のイ告示別表第1の3のロ第2の3のロ |
| 14　利用者負担上限額管理加算【　　共通　　】 | １　指定児童発達支援事業所が給付決定保護者から依頼を受け、基準省令により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の4第2の4第3の3第4の3第5の2 |
| 15　福祉専門職員配置等加算 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）基準省令の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。２　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）基準省令の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、加算（Ⅰ）を算定している場合は算定できない。）３　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　児童指導員若しくは保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者の割合が100分の75以上であること。②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の5のｲ～ﾊ第2の5のｲ～ﾊ第3の4のｲ～ﾊ |
| 16　栄養士配置加算 | 【児童発達支援】１　栄養士配置加算（Ⅰ）次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて定員に応じ1日につき所定単位数を加算しているか。①　常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。②　障害児の日常生活状況、嗜好を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理　　を行っていること。２　栄養士配置加算（Ⅱ）次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届出た児童発達支援センターにおいて定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、加算（Ⅰ）を算定している場合は算定できない。）①　管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。②　障害児の日常生活状況、嗜好を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の6 |
| 17　欠席時対応加算 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　欠席時対応加算(Ⅰ)指定児童発達支援事業所等において利用者が、あらかじめ当該指定児童発達支援の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定児童発達支援事業所等従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。（ただし、主たる対象が重症心身障害児である児童発達支援センター、児童発達支援事業所は、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、重症心身障害児に限り1月につき8回を限度として、所定単位数を算定することができる）【放課後等デイサービス】２　欠席時対応加算(Ⅱ)　指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。（ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定放課後等デイサービス等が必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に４の１のアからオまでのいずれかを算定している場合は、算定しない。） | １．　適　・　否　・　該当なし　２．適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の7第2の6第3の5 |
| 18　特別支援加算 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置しているか。（医療型は言語聴覚士、又は心理担当職員の配置であること。）２　児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに特別支援計画を作成し、支援計画に基づいた訓練を行っているか（ただし、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合にあっては言語聴覚士による訓練については算定せず、児童発達支援センター又は児童発達支援センター以外の施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合にあっては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練については算定しない。また、児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士を除く）若しくは専門的支援加算により理学療法士等を配置している場合は算定しない。） | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の8　　　　第2の7　　　　第3の6 |
| 19　強度行動障害児支援加算 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　強度の行動障害を有する児童に対し、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　　（ただし、主たる対象が重症心身障害である児童発達支援センターと児童発達支援は算定しない。） | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の8の2告示別表第3の6の2 |
| 20　個別サポート加算 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　個別サポート加算(Ⅰ)　　乳幼児等サポート調査表のうち、以下のア又はイに該当すると市町村が認めた障害児に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。）　ア　４歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、２以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。　　　なお、市町村が認めるときに障害児が３歳以上であった場合は、イに該当する必要があるものとする。　イ　３歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、１以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、１以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に１回以上支援が必要の区分に該当すること。２　個別サポート加算(Ⅱ)　　要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の9告示別表第2の8告示別表第3の7 |
| 21　医療連携体制加算 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　医療連携体制加算（Ⅰ）医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児若しくは重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。）２　医療連携体制加算（Ⅱ）医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8~~名~~人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児若しくは重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。）３　医療連携体制加算（Ⅲ）　　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。　　（ただし、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児若しくは重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。）４　医療連携体制加算（Ⅳ）医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。　　（ただし、１から３までのいずれかを算定している場合又は児童発達支援センター若しくは児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児又は重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。　　この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、児童発達支援センター若しくは児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定児童発達支援を行うことを原則とする。）５　医療連携体制加算（Ⅴ）　　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。　　（ただし、１から３までのいずれかを算定している場合又は児童発達支援センター若しくは児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児又は重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。　　この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、児童発達支援センター若しくは児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定児童発達支援を行うことを原則とする。）６　医療連携体制加算（Ⅵ）医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合につき当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児若しくは重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。）７　医療連携体制加算（Ⅶ）喀痰吸引等が必要な~~者~~障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、１から５までのいずれかを算定している場合又は児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、医療的ケア区分３～１の障害児若しくは重症心身障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合は、算定しない。） | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし７．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の10第3の8 |
| 22　送迎加算 | 【児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。　　（ただし、児童発達支援センターは算定しない。）２　１を算定している指定児童発達支援事業所で児童発達支援事業所において医療的ケア区分３～１の障害児に対し、指定児童発達支援を行う場合において、当該指定発達支援事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算しているか。【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】３　重症心身障害児に対して行う場合送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事するものに限る。）を1以上配置し、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】４　１、３において指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の11　　　　第2の8の2　　　　第3の9 |
| 23　保育職員加配加算 | 【医療型児童発達支援】１　保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、1日につき所定単位数を加算しているか。２　医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、22単位を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第2の8の3 |
| 24　延長支援加　　算 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　次の①～③に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援事業所等において、障害種別に応じ1日につき所定単位数を加算しているか。①　運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。②　営業時間に送迎時間は含まれていないか。③　延長時間帯に基準の規定により置くべき職員が1名以上配置されているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の12　　　　第2の9　　　　第3の10 |
| 25　関係機関連携加算 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　関係機関連携加算（Ⅰ）障害児が通う保育所等その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所等その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。（ただし、共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置又は児童発達支援管理責任者を配置したことにより、加算を算定していない場合は算定できない）２　関係機関連携加算（Ⅱ）障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の12の2第2の9の2第3の10の2 |
| 26　保育・教育等移行支援加算 | 【児童発達支援】　【医療型児童発達支援】　【放課後等デイサービス】１　障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。（ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は加算しない） | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第1の12の3　　　　第2の9の3　　　　第3の10の3 |
| 27　訪問支援員特別加算 | 【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】１　一定の資格、職種、従事期間に該当する職員を配置し、都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第4の1　　　　注1の2告示別表第5の1注1の2 |
| 28　特別地域加　　算 | 【居宅訪問型児童発達支援】　【保育所等訪問支援】１　離島振興法、山村振興法等により指定された地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第4の1注4告示別表第5の1注3 |
| 29　通所施設移行支援加算 | 【居宅訪問型児童発達支援】１　児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第4の2 |
| 30　初回加算 | 【保育所等訪問支援】１　指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第5の1の2 |
| 31　福祉・介護職員処遇改善加算【　　共通　　】 | １　基準に適合する福祉・介護職員の処遇改善を実施しているものとして知事に届け出た事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間、次に掲げる単位数を算定しているか。□福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）｛加算単位数｝（サービス別の基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率｛加算要件｝キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。□福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）｛加算単位数｝（サービス別の基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率{加算要件}キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件を満たすこと。□福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）{加算単位数}（サービス別の基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率{加算要件}キャリアパス要件Ⅰまたはキャリアパス要件Ⅱのいずれかを満たし、職場環境等要件を満たすこと。□福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）{加算単位数}（Ⅲ）により算定した単位数の１００分の９０{加算要件}キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかの要件を満たすこと。□福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）{加算単位数}（Ⅲ）により算定した単位数の１００分の８０{加算要件}キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれの要件も満たさないこと。※所定単位は、基本報酬及び各種加算（福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く）を算定した単位数の合計※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）について、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能。※加算の内容については、令和３年３月25日障障発0325第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第１の13　　　　第２の10　　　　第３の11　　　　第４の４　　　　第５の３ |
| 32　福祉・介護職員処遇改善特別加算【　　共通　　】 | １　以下の基準に適合する福祉・介護職員を中心とした処遇改善を実施しているものとして、知事に届け出た事業所が、適切な処遇改善実施及び加算の算定を行っているか。（処遇改善加算との併算定はできない。）{加算単位数}（サービス別の基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率｛加算要件｝①福祉・介護職員処遇改善計画に基づき、加算算定額に相当する以上の賃金改善を行っていること。②賃金改善の対象職種は、以下の職を中心にしながら、一部を事務職や医療職等に充ててもよい。　ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員※特別加算について、令和３年３月３１日に廃止。なお令和３年３月３１日地点まで算定している事業所については、令和４年３月３１日まで算定可能とする経過措置。※加算の内容については、令和３年３月25日障障発0325第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。 | １．　適　・　否　・　該当なし |  |
| 33　福祉・介護職員等特定処遇改善加算【　　共通　　】 | １　基準に適合する福祉・介護職員の処遇改善を実施しているものとして、知事に届け出た事業所が、適切な処遇改善実施及び加算の算定を行っているか。□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　　配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全て満たす場合に算定。　□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　　処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全て満たす場合に算定。※加算の内容については、令和３年３月25日障障発0325第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知を参照すること。 | １．　適　・　否　・　該当なし | 告示別表第１の14　　　　第２の11　　　　第３の12　　　　第４の５　　　　第５の４ |